

新規上場申請のための四半期報告書

(第10期第1四半期)
自 2021年4月1日
至 2021年6月30日

サークレイス株式会社

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための四半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 山道 裕己 殿

【提出日】 2022年3月8日

【四半期会計期間】 第10期第1四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

【会社名】 サークレイス株式会社

【英訳名】 circlace Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 佐藤 潤

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町二丁目6番2号

【電話番号】 050-1744-7546 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 CFO 工藤 正通

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町二丁目6番2号

【電話番号】 050-1744-7546 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 CFO 工藤 正通

目次

頁

第一部【企業情報】	3
第1【企業の概況】	3
1【主要な経営指標等の推移】	3
2【事業の内容】	4
第2【事業の状況】	5
1【事業等のリスク】	5
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
3【経営上の重要な契約等】	6
第3【提出会社の状況】	7
1【株式等の状況】	7
2【役員の状況】	13
第4【経理の状況】	14
1【四半期財務諸表】	14
2【その他】	20
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	21
四半期レビュー報告書	22

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第1四半期 累計期間	第9期
会計期間	自 2021年4月1日 至 2021年6月30日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高 (千円)	492,095	1,813,213
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	11,508	△29,338
四半期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	11,293	△63,183
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	3,350,000	3,350,000
純資産額 (千円)	56,204	44,910
総資産額 (千円)	481,711	535,293
1株当たり四半期純利益又は1株当たり純損失 (△) (円)	3.37	△18.46
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	11.2	7.98

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 第10期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
3. 当社は、第9期第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第9期第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
4. 2022年2月4日付で株式2株を1株に併合しております。第9期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益又は1株当たり純損失金額を算定しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 財政状態の状況

(流動資産)

当第1四半期会計期間末における流動資産は424,133千円となり、前事業年度末と比べ50,287千円減少しました。これは主に現金及び預金が54,760千円減少、売掛金が4,362千円増加したことによるものであります。主な内訳は、現金及び預金186,105千円、売掛金201,184千円であります。

(固定資産)

当第1四半期会計期間末における固定資産は57,577千円となり、前事業年度末と比べ3,293千円減少しました。これは主に有形固定資産が2,961千円減少したことによるものであります。

(流動負債)

当第1四半期会計期間末における流動負債は255,507千円となり、前事業年度末と比べ64,875千円減少しました。これは主に短期借入金20,000千円減少、未払消費税等44,315千円減少したことによるものであります。主な内訳は、買掛金13,071千円、短期借入金30,000千円、未払消費税等38,790千円、賞与引当金38,856千円であります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産56,204千円となり、前事業年度末と比べ11,293千円増加しました。これは主に四半期当期純利益11,293千円によるものであります。主な内訳は、資本金100,000千円、資本剰余金148,000千円、利益剰余金△193,973千円であります。

(2) 業績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国の経済は、新型コロナウイルスの感染の影響により、2021年1～3月期の実質GDP成長率がマイナス5.1%と3四半期ぶりのマイナス成長となり、海外経済の回復を受け輸出の増加などプラスとなりえる要因があるものの、感染再拡大を受けた3度目の緊急事態宣言の影響で、個人消費が伸び悩み、1～3月期のマイナス成長から反発することもなく、低成長となると予測されております。

このような状況下、当社においては、全サービスが前年を上回る実績をあげております。コンサルティングサービスにおいては、Salesforc Consulting及びAnaplan Consultingどちらも前年度に引き続きリモートワークでの対応ができることを強みに堅調に推移しております。また、プラットフォームサービスにおいてはカスタマーサクセスのHybridが堅調であり、また、DXの駐在員管理クラウドサービス「AGAVE」の新たな販路拡大が決定し、着実に売上を伸ばしております。エデュケーションにおいては、バーチャルでの研修が定着化し、コロナウイルス感染前の水準まで回復することができました。

これらの結果、当第1四半期累計期間の実績は、売上高492,095千円、営業利益11,702千円、経常利益11,508千円、四半期純利益11,293千円となりました。なお、当社は、「デジタルプラットフォーム事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

相手先の名称	相手先の所在地	契約の名称	契約締結日	契約期間	契約内容
日本通運㈱	日本	BPO事業におけるライセンス再販許諾契約書	2021年6月1日	2021年4月1日から2022年3月31日まで(1年ごと自動更新あり)	「AGAVE」に関するライセンス再販契約

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
A種優先株式	5,000,000
計	100,000,000

- (注) 1. 2022年1月20日開催の臨時株主総会決議に基づき、定款の一部変更を行い、2022年1月20日付でA種優先株式に関する定款の定めを廃止するとともに、普通株式の発行可能株式総数を73,200,000株減少し、26,800,000株としております。
2. 2022年2月4日開催の臨時株主総会決議に基づき、定款の一部変更を行い、2022年2月4日付で、普通株式の発行可能株式総数を13,400,000株減少し、13,400,000株としております。

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2022年3月8日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,300,000	3,350,000	非上場	単元株式数100株
A種優先株式	4,400,000	—	非上場	単元株式数100株(注)
計	6,700,000	3,350,000	—	—

- (注) 1. 2022年1月20日開催の臨時株主総会、普通株主による種類株主総会、A種優先株主による種類株主総会で定款変更が決議され、A種優先株式が廃止されたことを受け、2022年1月20日付でA種優先株式4,400,000株を普通株式4,400,000株へ転換しております。これにより、発行済株式総数(普通株式)は4,400,000株増加し、6,700,000株となっております。
2. 2022年2月4日開催の臨時株主総会で定款変更が決議され、発行済株式2株を1株の割合で株式併合されたことを受け、2022年2月4日付で、発行済株式総数は3,350,000株減少し、3,350,000株となっております。
3. A種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産(その種類を問わない。以下同じ。)を分配する時は、A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、最終の株主名簿に記載されまたは記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額(払込金額が調整された場合は調整後の払込金額を意味する。)の1倍相当額にA種優先株式1株当たりの未払配当金を加えた金額(以下「A種優先残余財産分配金」という。)を支払う。A種優先残余財産分配金が支払われた後に残余財産があるときは、当社は、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者および普通株主または普通登録株式質権者に対し、1株につき同額の金額を支払う。

(2) 株式の併合または分割、株主割当てにおける調整額の算定

- A. 株式の分割が行われた場合には、その都度、A種優先残余財産分配金は、次式によって算定された調整額(1円未満は切り捨てる。)を控除した額とする。

$$\text{調整額} = \text{調整前の1株当たりのA種優先残余財産分配金} \times \frac{\text{分割による増加A種優先株式数}}{\text{分割後のA種優先株式数}}$$

- B. 株式の併合が行われた場合には、その都度、A種優先残余財産分配金は、次式によって算定された調整額(1円未満は切り捨てる。)を加算した額とする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当たりのA種優先残余財産分配金} \times \text{併合による減少A種優先株式数}}{\text{併合後のA種優先株式数}}$$

C. 株主に募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えて株式の発行または処分（株式無償割当てを含む。）を行ったときは、その都度、A種優先残余財産分配金は、次式によって算定された調整額を控除した額（1円未満は切り捨てる。）とする。下記算式の「A種優先株式当初払込金額」とは、金750,000円をいうものとし、本項目に基づきA種優先残余財産分配金が調整された場合には、それに準じて調整されるものとする。「既発行のA種優先株式数」からは、当該発行または処分の時点における当会社が保有する自己株式の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新規発行のA種優先株式数」は「処分する自己株式（A種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当たりのA種優先残余財産分配金} \times \left(\frac{\text{新規発行のA種優先株式数} \times \text{1株当たりA種優先株式当初払込金額} - \text{1株当たり新規発行のA種優先株式払込金額}}{\text{1株当たりA種優先株式当初払込金額}} \right)}{\text{既発行のA種優先株式数} + \text{新規発行のA種優先株式数}}$$

(3) 取得請求権

A. 普通株式の交付と引換えにする取得請求権

A種優先株主は、下記の条件に従って、A種優先株式1株につき、以下に定めるところにより算出される数の当会社の普通株式の交付と引換えにA種優先株式を取得することを請求することができる。

A-① 当初取得価額および取得価額の調整

(イ) 当初取得価額

当初取得価額は、金750,000円とする。

(ロ) 取得価額の調整

- a. A種優先株式発行後、A種優先株式の当初取得価額（取得価額が調整された場合は調整後の取得価額を意味する。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合（但し、当会社の普通株式の交付と引換えに取得されもしくは取得させることができる証券もしくは権利、当会社の普通株式と転換されもしくは転換することができる証券もしくは権利または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、転換または行使による場合を除く。）には、かかる普通株式の発行または処分における払込金額相当額をもって調整後の取得価額とするものとし、払込日の翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- b. A種優先株式発行後、下記の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれの適用時期の定めに従って、取得価額を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（1円未満は切り捨てる。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{新発行・処分における1株当たりの払込金額}}{\text{調整前取得価額}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

I. 株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合

調整後の取得価額は、株式の分割については、当該株式の分割のための基準日の翌日以降適用し、株式無償割当て（普通株主に普通株式の無償割当てをするときにA種優先株主にも同様に無償割当てをする場合を除く。）については、当該株式無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、または、基準日を定めずに株式の無償割当てをする場合はその効力を生ずる日以降これを

適用する。

- II. A種優先株式の当初取得価額（取得価額が調整された場合は調整後の取得価額を意味する。）を下回る価額をもって、当会社の普通株式の交付と引換えに取得されもしくは取得させることができる証券もしくは権利、当会社の普通株式と転換されもしくは転換することができる証券もしくは権利または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合（但し、普通株主に取得条項付株式、取得請求権付株式または新株予約権の無償割当てをするときにA種優先株主にも同様に無償割当てをする場合を除く。）調整後の取得価額は、発行される証券もしくは権利または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の全てが当初の取得価額で取得され、もしくは、当初の転換価額で転換され、または、当初の行使価額で行使されたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、払込日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- c. 上記aに掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、当会社は、上記aに準じて取得価額を調整する。
- I. 合併、株式交換、株式移転、会社分割または資本金の額の減少により取得価額の調整を必要とするとき。
- II. その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。
- d. 取得価額調整式により算出された調整後の取得価額と調整前の取得価額との差額が1円未満にとどまる限り、取得価額の調整は行わない。但し、当該差額相当額は、その後に取得価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の取得価額にその都度算入する。
- e. 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日における、または、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。
- (ハ) 上記(ロ)により取得価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、修正前または調整前の取得価額、修正後または調整後の取得価額ならびにその適用の日その他必要な事項をA種優先株主に通知する。但し、上記(ロ)c. IIの場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- (ニ) 取得と引換えに交付すべき普通株式数
- A種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、以下の通りとする。但し、発行可能株式総数から発行済株式（自己株式を除く。）の総数を控除して得た数を上限とする。

$$\begin{array}{l} \text{取得と引換えに交付すべき} \\ \text{普通株式数} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{A種優先株主が取得請求を行った} \\ \text{A種優先株式の払込金額の総額} \end{array}}{\text{取得価額}}$$

上記のA種優先株式の払込金額（当初金750,000円）は、A種優先株式につき株式分割、株式併合またはこれに類する事由があった場合には適切に調節される。交付すべき普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ホ) 取得請求受付場所

東京都千代田区大手町二丁目6番2号
サークレイス株式会社

A-② 取得請求権の行使期間

2013年3月5日以降、何時でも、上記Aの取得請求を行うことができる。

B. 金銭を対価とする取得請求権

- B-① A種優先株主は、当会社に対し、いつでも、金銭を対価として、その保有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができる。当会社は、かかる請求がなされた場合には、A種優先株

式の全部または一部を取得すると引換えに、当該請求のあった日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該請求のあった日に、A種優先株主に対して、以下に定める取得金額の金銭の交付を行うものとする。但し、分配可能額を超えてA種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきA種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。A種優先株式の1株あたりの取得金額は、(i)取得価額（取得価額が調整された場合は調整後の取得価額を意味する。）の1倍相当額、または(ii)公正価格（以下の各号のうちいずれか最も高い価格を意味する。）のいずれか高い金額とする。

(イ) 相続税財産評価基本通達に定められた「類似業種比準価額方式」に従い計算された金額

(ロ) 当会社の直近の監査済貸借対照表（取得請求のあった日の属する事業年度の直前事業年度に係る監査済貸借対照表を意味する。）上の簿価純資産に基づく当会社の1株当たり純資産価額

(ハ) A種優先株式の取得請求以前において、当会社の新株式発行又は当会社の株式譲渡の取引事例が存在する場合には、その直近の1株当たりの新株発行価額又はかかる取引事例における1株当たりの譲渡価額（但し、当会社株式の分割、併合又はその他株式持株比率を変動させない株数の変動があったときは、適切に調整されるものとする。）

(ニ) 取得請求したA種優先株主及び当会社が合意し選任した第三者の鑑定による当会社株式の1株当たりの公正な時価

B-② 取得請求受付場所

東京都千代田区大手町二丁目6番2号

サークレイス株式会社

B-③ 取得請求権の行使期間

2013年3月5日以降、何時でも、上記B-①の取得請求を行うことができる。

(4) 取得条項

当会社は、当会社の普通株式を金融商品取引所に上場申請することを取締役会において決議し、かつ、当会社の株式公開に関する主幹事証券会社から要請された場合に、かかる日以降1ヶ月間で取締役会が定める日（以下「一斉取得日」という。）に、A種優先株式を取得し、これと引換えに、当会社が取得するA種優先株式の当初払込金額の総額を取得価額で除して得られる数の普通株式を交付することができる。なお、一斉取得日に先立ち、上記（3）A-①(ロ)aからcに定める取得価額の調整事由が生じた場合には、調整後取得価額は上記（3）A-①(ロ)aからcに準じて調整される。上記の交付すべき普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

(5) 株式の併合または分割、株主割当て

A. 株式の併合または分割を行うときは、普通株式およびA種優先株式ごとに、同時に同一の比率でこれを行う。

B. 株主に募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主には、A種優先株式またはA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。

C. 株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式の株式無償割当てまたは普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式の株式無償割当てまたはA種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。

(6) 議決権

A種優先株主は、当会社の株主総会において100株につき1個の議決権を有する。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年6月30日	—	普通株式 2,300,000 A種優先株式 4,400,000	—	100,000	—	124,000

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,300,000 A種優先株式 4,400,000	普通株式 23,000 A種優先株式 44,000	「1. 株式等の状況(1) 株式の総数等② 発行済株式」に記載のとおりであります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	6,700,000	—	—
総株主の議決権	—	67,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期会計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドラインの24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	240,865	186,105
売掛金	196,822	201,184
その他	36,733	36,843
流動資産合計	474,421	424,133
固定資産		
有形固定資産	21,641	18,679
投資その他の資産	39,230	38,898
固定資産合計	60,871	57,577
資産合計	535,293	481,711

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,882	13,071
短期借入金	* 50,000	* 30,000
未払消費税等	83,106	38,790
賞与引当金	79,972	38,856
その他	104,421	134,788
流動負債合計	320,382	255,507
固定負債		
長期借入金	170,000	170,000
固定負債合計	170,000	170,000
負債合計	490,382	425,507
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	148,000	148,000
利益剰余金	△205,267	△193,973
株主資本合計	42,732	54,026
新株予約権	2,178	2,178
純資産合計	44,910	56,204
負債純資産合計	535,293	481,711

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年6月30日)
売上高	492,095
売上原価	237,251
売上総利益	254,843
販売費及び一般管理費	243,141
営業利益	11,702
営業外収益	
雑収入	30
営業外収益合計	30
営業外費用	
支払利息	224
営業外費用合計	224
経常利益	11,508
税引前四半期純利益	11,508
法人税、住民税及び事業税	214
法人税等合計	214
四半期純利益	11,293

【注記事項】

(会計方針の変更等)

当第1四半期累計期間
(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第1四半期累計期間の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44—2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)の(追加情報)に記載した前事業年度の新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定について、重要な変更はありません。

(四半期貸借対照表関係)

※ 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年6月30日)
当座貸越極度額 及び貸出コミットメントの総額	100,000千円	100,000千円
借入実行残高	50,000 〃	30,000 〃
差引額	50,000千円	70,000千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
減価償却費	2,961千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期累計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、「デジタルプラットフォーム事業」のみの単一セグメントであり、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社は、デジタルプラットフォーム事業を主な事業とする単一セグメントであり、主要なサービスの種類から生じる収益を分解した情報は、以下の通りであります。

(単位：千円)

		当第1四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
コンサルティングサービス	Salesforce Consulting	262,749
	Anaplan Consulting	31,941
	コンサルティングサービス計	294,690
プラットフォームサービス	カスタマーサクセス	160,782
	DX	12,521
	エデュケーション	24,101
	プラットフォームサービス計	197,405
顧客との契約から生じる収益		492,095
その他の収益		—
外部顧客への売上高		492,095

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年6月30日)
1株当たり四半期純利益	3円37銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	11,293
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	11,293
普通株式の期中平均株式数(株)	3,350,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注)1. 2022年2月4日付で株式2株を1株に併合しております。当期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株あたり四半期純利益を算定しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

株式併合

当社は、2022年1月19日開催の取締役会において、2022年2月4日開催の臨時株主総会に、普通株式の併合に係る議案を付議することを決議しました。普通株式の併合に係る議案は、同株主総会において、承認可決され、2022年2月4日でその効力が発生しております。

(1)株式併合の目的

当社の中長期的な株価変動等を勘案しつつ投資単位を適切な水準に調整するため

(2)株式併合の内容

①株式併合する株式の種類

普通株式

②株式併合の方法・比率

2022年2月4日をもって、2022年2月4日の最終の株式名簿に記録された株主の所有株式(普通株式)について、2株につき1株の割合で併合しました。

③株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(2022年2月4日現在)	6,700,000株
株式併合により減少する株式数	3,350,000株
株式併合後の発行済株式総数	3,350,000株

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年3月3日

サークレイス株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

DocuSigned by:
五代 英紀
D6DDE98E7EAB44B...

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

DocuSigned by:
鈴木 直幸
340E2D7753AF4A1...

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられているサークレイス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第10期事業年度の第1四半期会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、サークレイス株式会社の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續を実施する。四半期レビュー手續は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手續である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レ

ビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上